

剣道称号「教士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成30年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、顔写真貼付、パソコン不可）を都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 申込締切 各都道府県剣連が定めた期日

4. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

5. 審査方法

都道府県剣連会長から推薦のあった候補者について、日本剣道形、試合・審判、指導法、木刀による剣道基本技稽古法、称号・段位、健康・安全および剣道に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し合否を決定する。

- (1) 筆記試験日時 令和2年4月11日（土）
受付開始・終了 12時30分～午後1時
筆記試験開始・終了 午後1時30分～午後4時30分（予定）
- (2) 筆記試験会場 東京都・兵庫県・福岡県の3か所で実施。

各都道府県剣連は、受審者の試験会場希望地を候補者推薦書の「教士試験会場欄」に記載すること。

東京都会場

弘済会館 4階
(東京都千代田区麹町5丁目1番地) 電話 03-5276-0333

交通機関

- JR総武線、中央線「四ツ谷駅」下車 麹町出口から徒歩5分
- 地下丸ノ内線、南北線「四ツ谷駅」下車 1番出口から徒歩5分
- 地下有楽町線「麹町駅」下車 2番出口から徒歩5分
- バス 新宿西口～三宅坂、晴海埠頭～四谷「麹町5丁目」下車 徒歩1分

兵庫県会場

神戸市勤労会館
(神戸市中央区雲井通5丁目1-2) 電話 078-232-1881

交通機関

- 市営地下鉄・JR・阪急・阪神・ポートライナー 各「三宮駅」から東へ徒歩5分

福岡県会場

TKPガーデンシティ博多（アネックス）

（福岡市博多区博多駅前 4-11-18 ホテルサンライン福岡博多駅前 2F）

電話 092-433-0520

交通機関

- JR・市営地下鉄「博多駅」博多口から徒歩 5 分
- 西鉄バス 駅前 4 丁目バス停前

※ 試験会場に、車での来場は一切禁止とします。

- (3) 実施要領については、後日、各都道府県剣連に通知と全剣連月刊「剣窓」令和 2 年 3 月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に掲載する。
- (4) 試験会場への携行品 ・ 筆記具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）
- (5) 審査会期日 令和 2 年 5 月 6 日（水）

6. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和 2 年 6 月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

8. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

9. 注意事項

受審者が不正行為をした場合、試験官はその行為を確認のうえ、試験会場より退場してもらうことがある。また、解答を教えた者、見せた者も同様とする。

居合道称号「教士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

居合道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過(平成30年5月31日以前に取得)した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、顔写真貼付、パソコン不可）を都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

3. 申込締切 各都道府県剣連が定めた期日

4. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が称号・段位位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

5. 審査方法

都道府県剣連会長から推薦のあった候補者について、居合(解説)、試合・審判、指導法、称号・段位、健康・安全および居合道に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し合否を決定する。

- (1) 筆記試験日時 令和2年4月11日(土)
受付開始・終了 12時30分～午後1時
筆記試験開始・終了 午後1時30分～午後4時30分(予定)
- (2) 筆記試験会場 東京都・兵庫県・福岡県の3か所で実施。

各都道府県剣連は、受審者の試験会場希望地を候補者推薦書の[教士試験会場欄]に記載すること。

東京都会場

弘済会館 4階
(東京都千代田区麹町5丁目1番地) 電話 03-5276-0333

交通機関

- JR総武線、中央線「四ツ谷駅」下車 麹町出口から徒歩5分
- 地下丸ノ内線、南北線「四ツ谷駅」下車 1番出口から徒歩5分
- 地下有楽町線「麹町駅」下車 2番出口から徒歩5分
- バス 新宿西口～三宅坂、晴海埠頭～四谷「麹町5丁目」下車 徒歩1分

兵庫県会場

神戸市勤労会館
(神戸市中央区雲井通5丁目1-2) 電話 078-232-1881

交通機関

- 市営地下鉄・JR・阪急・阪神・ポートライナー 各「三宮駅」から東へ徒歩5分

福岡県会場

TKP ガーデンシティ博多 (アネックス)

(福岡市博多区博多駅前 4-11-18 ホテルサンライン福岡博多駅前 2F)

電話 092-433-0520

交通機関

- JR・市営地下鉄「博多駅」博多口から徒歩 5 分
- 西鉄バス 駅前 4 丁目バス停前

※ 試験会場に、車での来場は一切禁止とします。

- (3) 実施要領については、後日、各都道府県剣連に通知と全剣連月刊「剣窓」令和 2 年 3 月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に掲載する。
- (4) 試験会場への携行品 ・筆記具 (鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)
- (5) 審査会期日 令和 2 年 5 月 3 日 (祝)

6. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和 2 年 6 月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

8. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報 (登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等) は、全日本剣道連盟および地方代表団体 (各都道府県剣道連盟) が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体 (掲示用紙、ホームページ、剣窓等) に公表することがある。更に、居合道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

9. 注意事項

受審者が不正行為をした場合、試験官はその行為を確認のうえ、試験会場より退場してもらうことがある。また、解答を教えた者、見せた者も同様とする。

杖道称号「教士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

杖道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成30年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、顔写真貼付、パソコン不可）を都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

3. 申込締切 各都道府県剣連が定めた期日

4. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」①～③を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

5. 審査方法

都道府県剣連会長から推薦のあった候補者について、杖道（解説）、試合・審判、指導法、称号・段位、健康・安全および杖道に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し合否を決定する。

- (1) 筆記試験日時 令和2年4月11日（土）
受付開始・終了 12時30分～午後1時
筆記試験開始・終了 午後1時30分～午後4時30分（予定）
- (2) 筆記試験会場 東京都・兵庫県・福岡県の3か所で実施。

各都道府県剣連は、受審者の試験会場希望地を候補者推薦書の「教士試験会場欄」に記載すること。

東京都会場

弘済会館 4階
（東京都千代田区麹町5丁目1番地） 電話 03-5276-0333

交通機関

- JR総武線、中央線「四ツ谷駅」下車 麹町出口から徒歩5分
- 地下丸ノ内線、南北線「四ツ谷駅」下車 1番出口から徒歩5分
- 地下有楽町線「麹町駅」下車 2番出口から徒歩5分
- バス 新宿西口～三宅坂、晴海埠頭～四谷「麹町5丁目」下車 徒歩1分

兵庫県会場

神戸市勤労会館
（神戸市中央区雲井通5丁目1-2） 電話 078-232-1881

交通機関

- 市営地下鉄・JR・阪急・阪神・ポートライナー 各「三宮駅」から東へ徒歩5分

福岡県会場

TKPガーデンシティ博多（アネックス）

（福岡市博多区博多駅前 4-11-18 ホテルサンライン福岡博多駅前 2F）

電話 092-433-0520

交通機関

- JR・市営地下鉄「博多駅」博多口から徒歩5分
- 西鉄バス 駅前4丁目バス停前

※ 試験会場に、車での来場は一切禁止とします。

- (3) 実施要領については、後日、各都道府県剣連に通知と全剣連月刊「剣窓」令和2年3月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に掲載する。
- (4) 試験会場への携行品 ・筆記具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）
- (5) 審査会期日 令和2年5月3日（祝）

6. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和2年6月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

8. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、杖道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

9. 注意事項

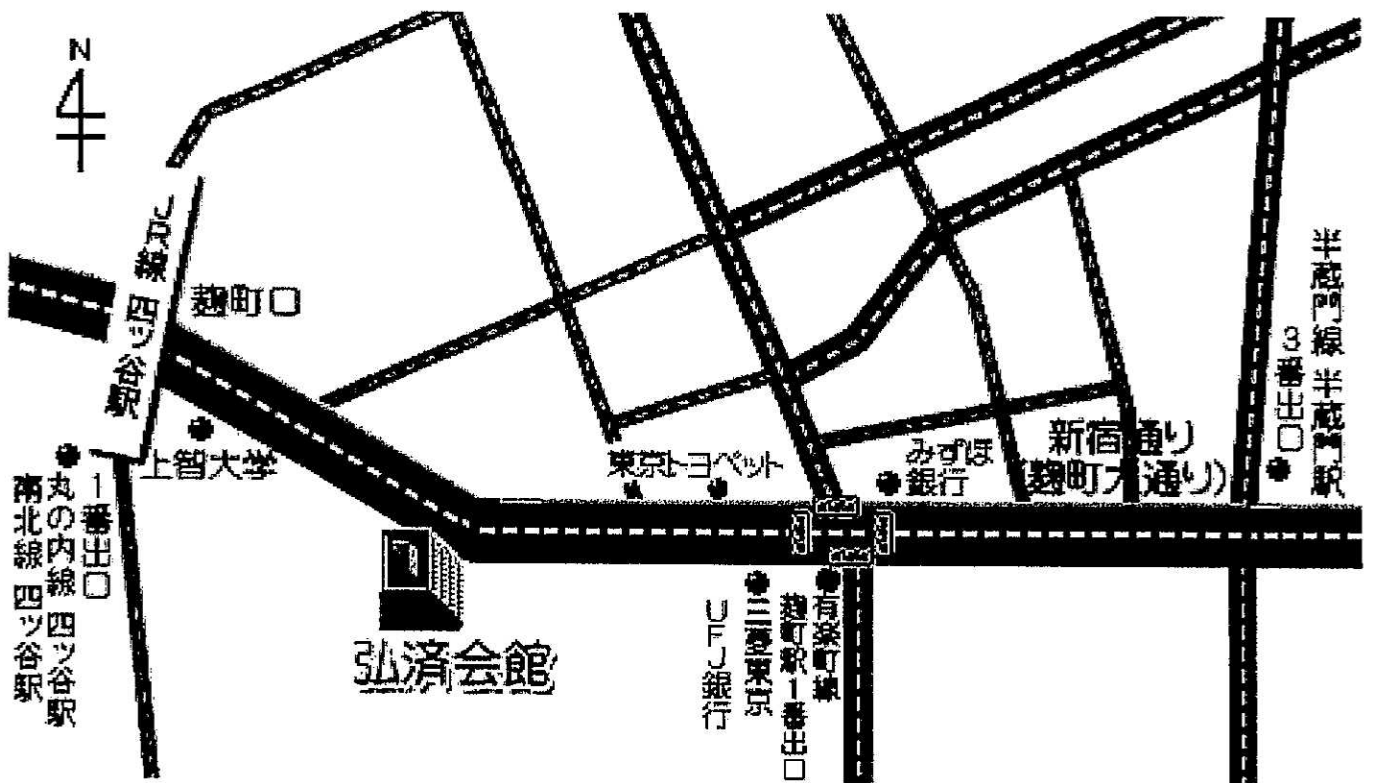
受審者が不正行為をした場合、試験官はその行為を確認のうえ、試験会場より退場してもらうことがある。また、解答を教えた者、見せた者も同様とする。

【会場名】 弘 濟 会 館

【所在地】 〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地

【電 話】 03-5276-0333

案 内 図



【交通案内】

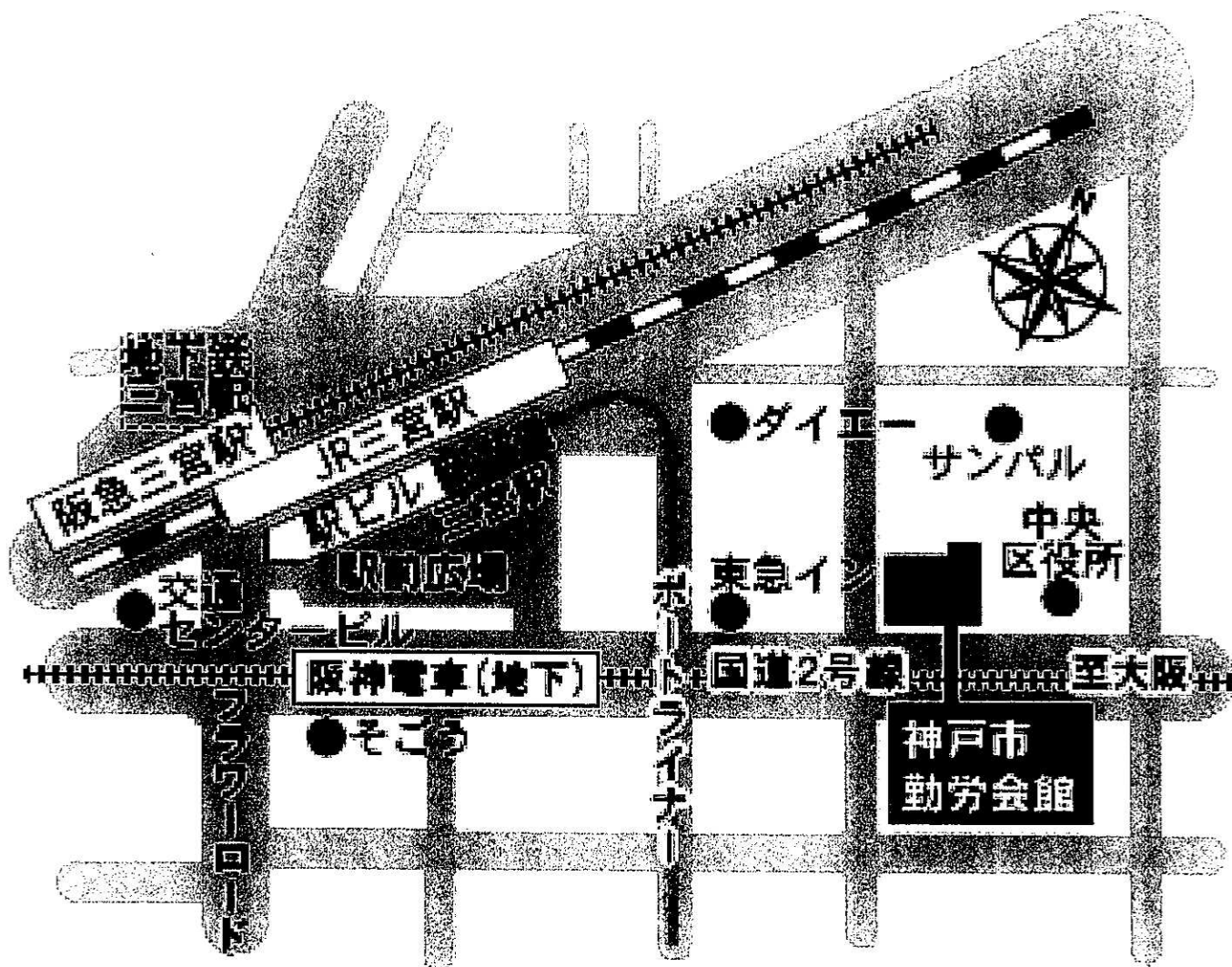
- JR 総武線、中央線 「四ツ谷駅」下車 麹町出口から徒歩5分
- 地下鉄丸ノ内線、南北線 「四ツ谷駅」下車 1番出口から徒歩5分
- 地下鉄有楽町線 「麹町駅」下車 2番出口から徒歩5分
- バス 新宿西口～三宅坂、晴海埠頭～四谷「麹町5丁目」下車 徒歩1分

【会場名】 神戸市勤労会館

【所在地】 〒651-0096
兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目1-2

【電話】 078-232-1881

案内図



【交通案内】

●《市営地下鉄・JR・阪急・阪神・ポートライナー》 各「三宮駅」下車 東へ徒歩5分

【1時限目】 試験時間 13:30～14:20 (50分)

1 指導法

- (1) 「剣道の理念」「剣道修錬の心構え」「剣道指導の心構え」
- (2) 「指導法講習における〔重点事項〕」
- (3) 木刀による剣道基本技稽古法の「指導上の留意事項」

* 参考資料 [剣道指導要領]

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

(注) ・参考資料は、全日本剣道連盟発行のもの、以下同じ。

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

2 試合・審判

- (1) 「有効打突」「禁止行為」「審判」
- (2) 「審判法講習における〔重点事項〕」
- (3) 「審判員の心得」

* 参考資料 [剣道試合・審判規則、同細則] (平成31年4月1日施行)

[剣道試合・審判・運営要領の手引き] (平成19年3月14日発行)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

【2時限目】 試験時間 14:30～15:20 (50分)

1 日本剣道形

- (1) 「日本剣道形講習における〔重点事項〕」、「日本剣道形の審査上の着眼点」
- (2) 「太刀の形七本目」および「小太刀の形三本目」

* 参考資料 [日本剣道形解説書] (昭和56年12月7日制定)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

2 称号・段位

- (1) 「審査員の責務」
- (2) 「段位実技審査の着眼点」

* 参考資料 [称号・段級位審査規則、同細則、称号・段位審査実施要領]

(平成30年4月1日施行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

3 健康・安全 下記の2問中1問を出題

- (1) 熱中症の種類、症状および予防対策
- (2) 剣道用具の安全管理

* 参考資料 [剣道医学Q&A(第3版)] (平成26年12月25日発行以降)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

回答は記述式による。

【3時限目】 試験時間 15:30～16:30 (60分)

小論文 下記の2問中1問を出題 (約700字程度)

- (1) 剣道における指導のねらい
- (2) 剣道指導者としてのあり方

* 参考資料 [剣道指導要領]

令和2年5月 居合道称号「教士」筆記試験実施要領

【1時限目】 試験時間 13:30～14:20 (50分)

- 1 居合(解説) 全日本剣道連盟居合(解説)について出題
 - (1) 1本目から12本目までの[要義]
 - (2) 1. 作法(携刀姿勢、始めの刀礼) 3. 補足(演武の心得)及び全日本剣道連盟居合審判・審査上の着眼点

* 参考資料 [全日本剣道連盟居合(解説)] (平成18年4月1日施行)
(注)・参考資料は、全日本剣道連盟発行のもの、以下同じ。
- 2 試合・審判
 - (1) 「本規則の目的」
 - (2) 「審判員の構成」と「審判員の任務」
 - (3) 「罰則」
 - (4) 「勝敗の決定」(判定基準含む)

* 参考資料 [居合道試合・審判規則、同細則] (平成24年4月1日施行)

【2時限目】 試験時間 14:30～15:20 (50分)

- 1 指導法「剣道指導要領」第3章 剣道指導の在り方、第3節 指導の展開についての8項目について出題 (剣道を居合道に読み替えるものとする)

* 参考資料 [剣道指導要領]
- 2 称号・段位
 - (1) 「審査員の責務」
 - (2) 「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」

* 参考資料 [称号・段級位審査規則、同細則、称号・段位審査実施要領]
(平成30年4月1日施行)
- 3 健康・安全 下記の2問中1問を出題
 - (1) 熱中症の種類、症状および予防対策

* 参考資料 [剣道医学Q&A(第3版)] (平成26年12月25日発行以降)
[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

 - (2) 刀を安全に取り扱うための「目釘」について

* 参考資料 [居合道における日本刀及び模擬刀の取扱要領]
(平成23年4月1日発行)

【3時限目】 試験時間 15:30～16:30 (60分)

- 小論文 下記の2問中1問を出題(約700字程度)
- (1) 居合道「教士」として普及・発展のための方策について
 - (2) 居合道「教士」としての指導への取り組みについて

【1時限目】 試験時間 13:30～14:20 (50分)

- 1 杖道(解説) 全日本剣道連盟杖道(解説)について出題
 - (1) 1本目から12本目までの[要領]
 - (2) 礼法ならびに構えについて、3問中2問を出題
 - ① 礼法 ② 杖道の姿勢と杖の構え方および納め方
 - ③ 太刀の構え方および解き方

* 参考資料 [全日本剣道連盟杖道(解説)] (平成29年4月1日発行)

(注)・参考資料は、全日本剣道連盟発行のもの、以下同じ。
- 2 試合・審判 下記の3問中2問を出題
 - (1) 「試合における勝敗の決定」
 - (2) 「審判方法」
 - (3) 「審判の処置」

* 参考資料 [杖道試合・審判規則、同細則] (平成24年4月1日施行)

【2時限目】 試験時間 14:30～15:20 (50分)

- 1 指導法 下記の2問中1問を出題
 - (1) 「剣道の理念」「剣道修練の心構え」「剣道指導の心構え」

* 参考資料 [剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

[剣道指導要領]

[全日本剣道連盟杖道(解説)] (平成29年4月1日発行)
 - (2) 基本の指導上の留意点

* 参考資料 [全日本剣道連盟杖道(解説)] (平成29年4月1日発行)
- 2 称号・段位 下記の4問中2問を出題
 - (1) 「審査員の責務」
 - (2) 「教士の付与基準」
 - (3) 「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」
 - (4) 「段位審査の方法」

* 参考資料 [称号・段級位審査規則、同細則、称号・段位審査実施要領]

(平成30年4月1日施行)
- 3 健康・安全 下記の2問中1問を出題
 - (1) アキレス腱断裂の処置と予防
 - (2) 熱中症の種類、症状および予防対策

* 参考資料 [剣道医学Q&A(第3版)] (平成26年12月25日発行以降)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

【3時限目】 試験時間 15:30～16:30 (60分)

- 小論文 下記の2問中1問を出題(約700字程度)
- (1) 称号「教士」としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み
 - (2) 杖道「教士」としてのはたすべき役割